

平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔障がい施策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
7	01松江	06_障がい施策	06_バリアフリー 07_その他	あいサポート運動ほか	<p>(1) 鳥取県ではあいサポートフェスティバルが開催中ですが、島根県としては何かお手伝い、ボランティア等、何かこちら側から鳥取県に声かけをされたのでしょうか？ 県の関係者の方に聞いてみたら、「鳥取県からの要望がないので手伝わない」と答えられました。こんな消極的な態度で良いのでしょうか？ 長野県、奈良県はあいサポート運動が連携県として参加しているのに隣の島根県は参加しないのですか？（ボランティアも同じことですが）</p> <p>(2) 障がい児(者)の虐待問題について、このところ施設内での虐待の話がよくあります。行政や有識者ばかりの会ではなく、一般公募の方々を含めた第3委員会を立ち上げられないでしょうか？現場に近い人の方が現状がよくわかることも多いと思います。</p>	<p>(1) 第14回全国障がい者芸術文化祭（鳥取県では「あいサポートアートとっとりフェスタ」としてPR）が厚生労働省、鳥取県、鳥取市の主催で鳥取県において開催されており、島根県でも県内関係機関にパンフレットを配布するなどPR活動に協力している。10月4日には長野県、奈良県の団体がコンサートに参加されるが、これは県としてではなく団体としての参加であるとのこと。 なお、それとは別に、今年度は島根県で、あいサポート運動を推進している長野県、奈良県、鳥取県、広島県と連携して「障がい者アート作品展（あいサポートアート展）」を開催することとしている。</p> <p>(2) 障害者への虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村や県に通報・届出のあった事案に対して事実確認調査を行い、指導等を行っている。 第三者委員会は設置していないが、必要に応じて、社会福祉士や弁護士などで構成された島根県障がい者虐待対応専門職チームから助言等を受けている状況。苦情対応や虐待防止の観点から、各施設において第三者委員会を設置するよう働きかけている。</p>	<p>(1) 鳥取県で開催された第14回全国障がい者芸術文化祭については、県内関係機関へのパンフレット配布、公式ガイドブックの配架などPRに協力し、島根県内からも、障がい者、関係機関の職員、県職員などが任意で参加した。 また、H26.12.6～12.8に島根県立美術館で開催した「島根県障がい者アート作品展～あいサポートアート展～」では、鳥取県、広島県、長野県のあいサポート推進県からも作品を出展していただいた。</p> <p>(2) 公聴会時の回答と同じ</p>	障がい福祉課	障がい児(者)・福祉サポートの会	8月27日
12	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者施設等整備事業についてほか	<p>(1) 平成26年度施策概要には、障がい者施設等整備事業について、グループホーム整備が挙げられているが、施設整備について、県の今後の考え方を聞きたい。（ex. 日中活動の作業棟整備等について）</p> <p>(2) 障がい者ステップアップ就労支援事業について、雲南圏域内でも地方機関等での採用を実現していただきたい。</p>	<p>(1) 第3期島根県障害福祉計画に掲げる「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を推進するため、地域移行の取り組みへの支援を主眼とした施設設備の整備を促進することとしている。そのため、 ① 住まいの場の確保としてグループホームの整備 ② 日中活動の場の充実を図るため生活介護や就労系サービスなどの事業所の整備を優先的に図っていくこととしている。 また、施設を利用する障がい者(児)の安全を確保するため、老朽施設の改築、耐震化改修の促進、スプリンクラー等防火設備の整備促進も優先して図っていくこととしている。社会福祉施設整備に係る国の予算状況は厳しく、現時点では先が見通せない状況であるが、サービス基盤充実のため、国費の確保に努めたい。</p> <p>(2) ステップアップ就労事業は、3年を上限に障がい者を県の非常勤嘱託職員として雇用する制度で、県庁などに15名を配置している。適当な事務内容、事務量を確保できる機関を受入れ先として選定しているため、今のところ、県庁に5名、教育庁に2名、その他は養護学校本校への配置となっている。雲南圏域から通っているステップ職員はいるが、圏域内に配置はないので配置に向けて検討する。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	社会福祉法人雲南広域福祉会	7月23日
17	03出雲	06_障がい施策	04_失語症施策	出雲圏域失語症友の会の活動が進展している要因	<p>失語症の当事者・家族の組織である「あしたの会」は、出雲保健所のバックアップにより生まれ、家族・当事者を支える言語聴覚士とのつながりが活動の充実発展につながっている。2011年には第1回の「失語症の理解とケアの実践講座」を開催、今年には第4回目を予定しており、それらが契機になって県内各地に活動が広がりがつつある。さまざまな困難を抱え、孤立しがちな当事者・家族の思いを受け止め、組織化すること、専門職につなげていくことについては保健所が中心的な役割を果たした。言語聴覚士のみなさんの関わりが活動内容を高め、充実させている。出雲市社協では、失語症への理解を広く市民に広げていくため、「失語症の理解とケアの実践講座」の開催をバックアップしている。このような当事者・家族を中心に置いて専門職、関係機関、団体がそれぞれの持ち場で特性を発揮し、協力することが重要であり、そのことを一つの事例として紹介したい。</p>	<p>出雲市社協の皆様には難病や障がい者の方々へ様々な形でご支援いただいていることに感謝。ご説明にあったように保健所だけでなく、各医療機関の御理解を得て言語聴覚士の方々をメインに、社協、出雲市、大学等が一緒になってご支援いただいている。 当圏域では、これ以外にも難病、長期療養児、精神障がい等様々な当事者・家族の会があり、多くのボランティアの方々への支援、医療機関とか医療・介護の専門職の皆さんと協力して活発に活動されている。こうした家族、患者の皆様団体への組織化や取組みへの支援は重要だと考えており、皆さんの協力を得ながら進めていきたいと考えている。また、この取組みを県下全域で参考にしてもらえるよう情報発信していきたいと考えている。</p>	公聴会時の回答と同じ	出雲保健所	出雲市社会福祉協議会	9月2日
21	04県央	06_障がい施策	02_精神保健	精神障がい者の地域移行	<p>平成26年度の診療報酬の改定により、在宅復帰率が病院に課せられました。また、このことによる在宅復帰率も限定されました。さらに、27年度の介護報酬の改定では、特別養護老人ホームへの入居は、特別な場合を除き、介護度3以上となっている。在宅に帰れない方の受け皿となるサービス付高齢者住宅へ入居するには居住費等実費支払が多いため、所得が低い場合、入居することが難しいことがあると思います。 また、先日、長期入院精神障がい者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性も打ち出され、今後地域で暮らす生活の場の確保が急務であると思います。 (自宅で生活できない場合) このような環境において、地域で生活できる環境整備の取組みをどのように進めるべきか何かお考えがごありでしょうか。</p>	<p>在宅復帰に向けた政策誘導が今後もしばらく続くと考えられることから、在宅医療推進の施策について、保険者・市町村が実施していくこととされている。 在宅での生活をできる限り長くしていくために、在宅医療・介護の連携も重要と考えており、そのためにも地域の医療機関には、介護との連携をこれまで以上に進めていただく必要があり、その先頭に立って事業を進めておられる加藤病院をはじめ、地域医療に携わる方々には今後とも協力をお願いしたい。在宅での生活上、特養の入所要件の制限ということも言われているが、在宅での介護が難しい状況を勘案して、要介護2以下であっても入所が可能となる取扱いが国において検討されている。 県としても、地域の実情にあった在宅の生活、医療介護の提供といったことが必要と考えており、地域包括ケアシステムの構築が実現されるよう、構築を進めていかれる市町村への支援を一層進めていきたい。</p> <p>県では、島根県障害福祉計画に基づき、福祉施設の入所者の地域生活への移行や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を円滑に進めるため、グループホーム等の整備を計画的に進めている。 また、精神障がい者の地域への移行や定着を支援するため、各圏域ごとにピアサポーターや自立支援ボランティアの養成を行い、身近な理解者であり、支援者として、病院内や地域で活動いただく取組や、精神障がい者への理解を深めるため、精神障がい者と地域住民との交流等に取り組んでいる。 改正精神保健福祉法が4月に施行され、精神病院の管理者に退院促進のための体制整備が義務づけられ、医療と福祉の連携がより推進されるよう、県でも研修会等を行っているところ。 先般7月1日、国において「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」が取りまとめられた。この取りまとめに当たっては様々な意見があり、精神科病棟を居住施設に換えて使う案については、一定の条件付けを行った上で試行的に実施する考え方が示された。今後国において、具体化施策が検討されることとなっており、その施策等も参考にし、取組みを進めたい。</p>	<p>退院後の居住の場を確保するため、グループホームの整備に努めるとともに、県及び市町村の社会福祉協議会が行う入居債務保証支援事業への支援や、不動産業者等との連携により賃貸住宅への入居支援に取り組む。 入院中の精神障がい者が円滑に地域生活に移行できるよう、医療と福祉の連携を推進するための研修会を県内全圏域で開催する。 また、これまで一部の圏域に留まっていたピアサポーターの病院への訪問活動を県内全域に拡大していく。 なお、病院の敷地内におけるグループホームの設置については、退院後、直接地域での生活に移行することが原則であり、県では他県の状況等も注視しながら慎重に検討したいと考えている。</p>	高齢者福祉課 障がい福祉課	社会医療法人仁寿会加藤病院	8月1日

平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔障がい施策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
24	04県央	06_障がい施策	02_精神保健	精神科医療の未来像について	<p>精神障がい者アウトリーチ事業として、毎年質問させていただいているが、我が国の精神障がい者の入院患者は世界一となって久しい。一向に進まない状況に、国の施策として、精神病院の病棟を「病院転換型居住系施設」に転換するよう働きかけています。そのことが施行されれば、認知症の人はますます進むことになり、看板を掛け替えただけで、統合失調症の人たちにとっても、居住系施設となれば、そのまま病院にいても、地域で暮らすことを容認することとなり、長期在院者の地域移行（退院促進）、地域定着の流れは、うやむやになる危険性をはらんでいることとなります。本来の病床削減とはいえない。</p> <p>◎2013年12月4日に、「障害者権利条約」が批准されているのにもかかわらず、このような施策が展開されることは、当事者を愚弄することになる。</p> <p>◎島根においても、もっと抜本的に、精神科医療の未来像を描いていただければ、地域で障がい者福祉をやっている我々としても、対等な関わりを実践していくことが可能となり、やっとな、インクルーシブな社会が開けるような気がする。</p>	<p>県では、島根県障害福祉計画に基づき、福祉施設の入所者の地域生活への移行や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を円滑に進めるため、グループホーム等の整備を計画的に進めている。</p> <p>また、精神障がい者の地域への移行や定着を支援するため、各圏域ごとにピアサポーターや自立支援ボランティアの養成を行い、身近な理解者であり、支援者として、病院内や地域で活動いただく取組みや、精神障がい者への理解を深めるため、精神障がい者と地域住民との交流等に取り組んでいる。</p> <p>改正精神保健福祉法が4月に施行され、精神病院の管理者に退院促進のための体制整備が義務づけられた。医療と福祉の連携がより推進されるよう、県でも研修会等を行っているところ。先般7月1日、国において、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」が取りまとめられた。この取りまとめに当たっては様々な意見があり、精神科病棟を居住施設に換えて使う案については、一定の条件付けを行った上で試行的に実施する考え方が示された。今後国において、具体化施策が検討されることとなっており、その施策等も参考にし、取り組みを進めたい。県では、精神科医療検討会を設け、精神科医療に関する医師と行政機関で、精神科の諸課題の協議や検討を行っている。このような会議等でよく議論し、地域移行に向けた施策の検討を進めたい。</p>	<p>退院後の居住の場を確保するため、グループホームの整備に努めるとともに、県及び市町村の社会福祉協議会が行う入居債務保証支援事業への支援や、不動産業者等との連携により賃貸住宅への入居支援に取り組む。</p> <p>入院中の精神障がい者が円滑に地域生活に移行できるよう、医療と福祉の連携を推進するための研修会を県内全圏域で開催する。</p> <p>また、これまで一部の圏域に留まっていたピアサポーターの病院への訪問活動を県内全域に拡大していく。</p> <p>なお、病院の敷地内におけるグループホームの設置については、退院後、直接地域での生活に移行することが原則であり、県では他県の状況等も注視しながら慎重に検討したいと考えている。</p>	障がい福祉課	社会福祉法人亀の子	8月1日
37	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	福祉医療費助成制度ほか	<p>(1) 以前からお願ひして参りました福祉医療費の助成制度につきましては、見直しがなされ、本年10月より新たな形で運用されていくようにしていただきました。ご尽力に深く感謝申し上げます。ただ、軽度の障がい者（療育手帳B判定者）につきましては、制度改正の対象外ということでございます。本来、療育手帳A判定の者は、かなりの人が施設に入所しておられ、その場合施設と医師との嘱託契約により初診料及び再診料は取ってはならないことになっていると思います。そうすると、今回の改正による県の負担額というのは極めてわずかではないのでしょうか。B判定の皆さんは非常に多くおられることを思うと、財政負担もなかなか大変かと思いますが、「障がい者よ、町に出よう・就職しよう!!」とのキャッチフレーズの下、施行されている総合支援法によりグループホームでの生活者が非常に増えている実態をみると、喫緊の課題ではないかと思われまふ。</p> <p>できれば、B判定の者も同じような福祉医療助成制度にしていただきたいと思ひます。</p> <p>(2) 就労継続B型事業所における職員の配置基準は、利用者の程度には関係なく、7.5人/1人となっています。しかし、現実には非常に程度の重い利用者もおられ、正に1人/1人のいわばマンツーマンでの対応のケースも多くあります。入所施設の場合、障害支援区分によつての対応がなされていますが、一般の通所事業所についても支援区分による訓練給付費の付加をしていくべきではないでしょうか。実態を検討いただき、善処方お願ひいたします。</p>	<p>(1) 今回の見直しにより、自己負担上限額を引き下げるとともに、重度精神障がい者の方を新たに対象に加えることとした。これにより、現在年間約12億円が約16億円と、約4億円の増を見込んでおり、県と市町村の財政に大きな負担を生じる。仮に軽度の方（療育手帳B）を対象に加えるとすれば、公平性の観点から身体障がい及び精神障がいの軽度の方も対象に加えるべきものと考えられ、これはつまり全ての障がい者の方へと対象を拡大することであり、さらに大きな財政負担を生じるもの。障がい者の方にとって、対象は広いほど良い制度であることはいまでもないが、一方で、県、市町村とも財政状況が厳しい中、今回の見直しは、将来にわたり維持できる制度となるよう慎重に検討を行ったもので、趣旨をご理解いただきたく思う。</p> <p>(2) 「訓練等給付」については、支援の必要度についての客観的な尺度の設定が難しいことから、障害支援区分の認定ではなく、市町村の個別判断により支給決定を行うこととされている。</p> <p>なお、「訓練等給付」においても、就労支援の支援員配置数及び利用定員数を評価した基本報酬単価や、重度者の割合に応じた報酬加算が設定されています。本制度は、障害者総合支援法に基づいて運用されているものであり、国において制度・見直しが行われるものです。障害者総合支援法は平成27年度を目途として、国において各制度の検討が行われることとなっており、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方も検討されることとなっています。本日の意見は、国の検討時に県から意見として伝えたい。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	益田市手をつなぐ育成会	7月23日
38	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	障害者優先調達法について	<p>近年の障がい福祉政策は、平成14年度までの措置制度から支援費制度（契約）に変わり、平成18年度から障害者自立支援法になり、平成25年度から障害者総合支援法の施行と、障がいのある人を取り巻く環境は大きな変革期にあります。</p> <p>特に、国は「障がいのある人たちの生活をより豊かに」をスローガンに、工賃倍増計画等就労支援について力を入れている現状があります。障害者優先調達法も平成25年度からスタートし、島根県・県内市町におかれましても障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を決め実施されています。島根県では、25年度調達実績が2,460万円となっています。そのうち、益田市の実績は1,000円と聞いています。</p> <p>就労施設に通われる障がいのある人たちの多くは、障害基礎年金（2級）月額6万4千円と作業賃（数千円から2万円程度）が主な収入で生活をされています。</p> <p>益田市内の障がい者就労関係の事業所は、作業賃を少しでも多く支給できるように努力していく方針です。この法の理念を大切に、調達実績が増すよう関係を深くしていきたいと存じます。今後とも皆様のご指導・ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>県では今年度、昨年度の約10%増の調達目標(27,000千円)を定め、障がい者就労支援事業所等からの調達を推進する。調達実績については本庁と地方機関及び部局(所属)において差がある。調達の少ない部局(所属)、地方機関に対しては調達を働きかける。</p>	<p>平成26年度上期の調達実績は前年度同期比で件数で71.3%、調達額で11.2%の増加となっており、目標達成に向け、順調に進んでいる。</p> <p>調達実績のある所属数も増加しているが、調達のない所属には、調達を働きかけている。</p>	障がい福祉課	社会福祉法人希望の里福祉会	7月23日
40	07隠岐	06_障がい施策	03_障がい児者支援	特別児童扶養手当	<p>申請しようとしても、医師が診断書を書いても支給されないから診断書は書けないと断った。（1才のダウン症の子どもに対して）明らかに発達の遅れ（ダウン症）があるのに、手当を出すのは当然ではないか。</p> <p>特別な療育が必要であり、そのための旅費や医療費は家計を圧迫する。</p>	<p>特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について、児童の父母又は養育者に手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的としている。</p> <p>その支給対象となる障害の程度については、国で定められた手当支給に関する障害の認定要領により基準がある。</p> <p>手当申請は、申請書類に診断書を添付して提出いただき、診断書の内容を確認し、支給対象となる障がいの程度であるか判定することとしている。</p> <p>ご意見の件については、主治医の先生へ支給要件に該当しないと考えられた理由などを確認してもよろしいかと思う。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	島後地区手をつなぐ親の会	8月21日

平成26年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
41	07隠岐	06_障がい施策	01_自立支援関係 06_バリアフリー	グループホーム建設ほか	<p>(1) ①グループホームを増加したいが、一般民家借家の場合は偏見的障壁があるため、近隣住民の承諾が困難であり、家賃も高いので入所者の負担増となる。 近年、隠岐支庁の職員の移動により、職員マンションに空室がみられるので、空室を無償か格安で提供して有効利用していただきたい。 ②社会福祉法人わかばが独立した、アパートを新築した場合、補助率は総事業費に対して 国1/2 県1/4受けられるのか。</p> <p>(2) あいサポート運動は25年度も予算が計上され、事業内容が表示されているが、事業が実施された形跡が見当たらない。</p>	<p>(1) ① 職員宿舎は、県職員又は県の関係機関等の職員の入居を目的としており、現在、隠岐島後地区では90%を超える入居率。年度により入居する職員は変動し、年度中途の入居もあることから、一定の空室も必要であり要望に対応することは困難であるが、平成22年に廃止した元布施駐在所が未利用物件としてあるので、利用をご検討下さい。</p> <p>②グループホーム建設に係る補助金については、 ・総事業費のうち補助対象となる経費×3/4(補助率：国1/2、県1/4)と、 ・国が定める補助基準額(新築：20,700千円、改修：7,500千円)※国費ベースを比較して低い方が補助金となる。国の財政状況は厳しいが、地域移行推進のためにグループホーム整備は重要であるため、予算確保に努める。</p> <p>(2) あいサポート運動は23年度から取り組んでおり、県社会福祉協議会にメッセージ研修やあいサポーター研修、パンフレット作成などを委託し、推進。 ・あいサポーター研修は約170回開催(H25) ・あいサポーター数：H24末10,304人→H25末16,389人(+6,085人) ・あいサポート企業・団体数：H24末56→H25末117(+61) ・今年度もメッセージ研修を隠岐地区を含む県内7カ所で開催予定 ・小学校高学年向けパンフレットを作成(10,000部)し、各小学校や養護学校等に配布 今後とも、この運動について、より多くの方々に知っていただけるよう周知に努める。</p>	<p>(1) 公聴会時の回答と同じ</p> <p>(2) 26年度は、主に次の事業を実施し、あいサポート運動の拡充を図った。 ・あいサポーター研修、あいサポーターメッセージ研修の開催 ・小学校高学年向けパンフレットを作成し全小学校、特別支援学校へ配布 ・障害者週間にあいサポーター募集の街頭キャンペーンを実施</p> <p>○島根県の状況 ・あいサポーター数 H25末 16,389人→H27.2末 19,151人 ・あいサポート企業・団体数 H25末 117カ所→H27.2末 136カ所</p>	管財課 障がい福祉課	島後地区家族会	8月21日